

## 送電線工事架線電工技能資格認定手続の要点

本書は、申請者用として「送電線工事架線電工技能資格認定要項」の要点を取りまとめたものである。

### 1. 新規・昇進申請

#### (1) 申請要件

- ・特級は、マスターラインマンの称号を有する者
- ・1級は、実務経験8年以上で、かつ送研作業班長資格(架線)を有する者
- ・2級は、実務経験5年以上で、かつ「(暫定)架線電工技術技能標準レベル」に記載する当該級の教育課程を履修し、加えて習得技術を有する者
- ・3級は、実務経験18歳以降2年以上で、かつ「(暫定)架線電工技術技能標準レベル」に記載する当該級の教育課程を履修し、加えて当該級の習得技術を有する者
- ・所属会社は、架線電工技能資格を申請するにあたり、次の推奨資格を取得させるよう努める。

#### [2級]

労働安全衛生法による電気取扱(低圧)特別教育修了者

労働安全衛生法による巻上げ機運転特別教育修了者

労働安全衛生法による小型移動式クレーン運転特別教育修了者

労働安全衛生法による高所作業車運転技能講習修了者

労働安全衛生法による建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者

労働安全衛生法による足場の組立て等作業主任者

#### [3級]

労働安全衛生法による玉掛け技能講習修了者

労働安全衛生法に準ずるキーロック方式安全ロープの使用取扱講習修了者

#### (2) 申請に必要なもの

- ・架線電工資格認定登録申請書(様式-2)
- ・認定用写真2枚うち、1枚は内申書に貼付(写真撮影要領参照)
- ・特級、1級については資格を証明できるものの写し

## 2. 更新申請

### (1) 申請要件（3年ごとの更新）

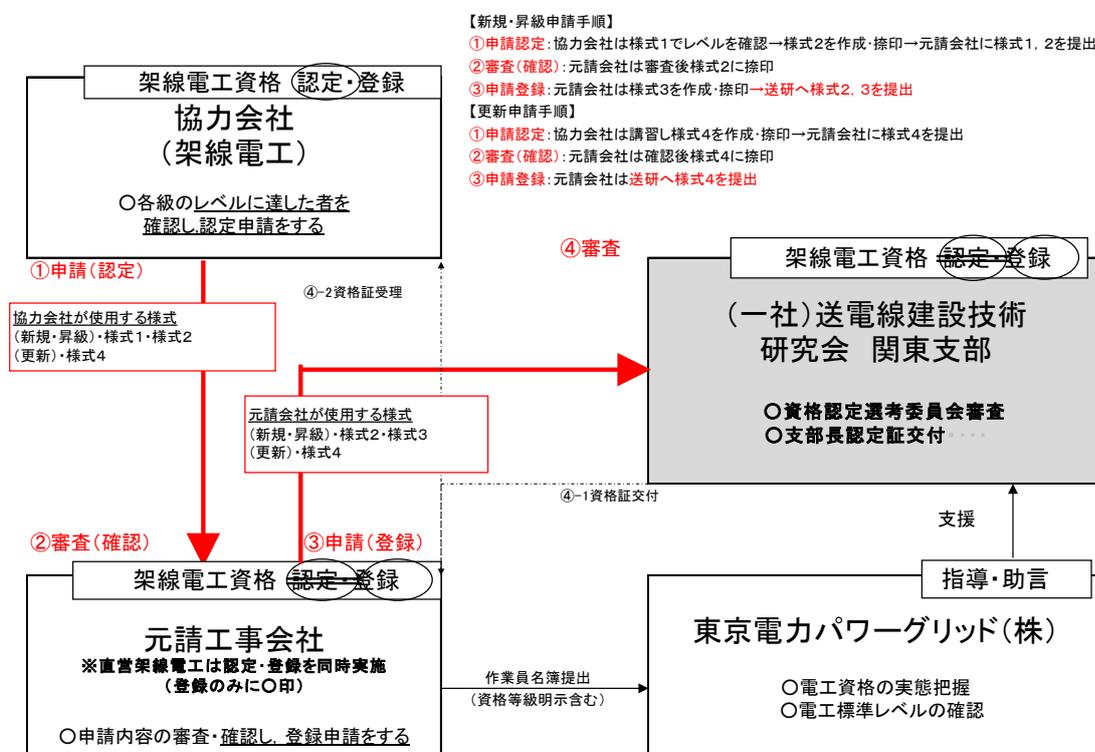
- ・「架線電工特別講習内容」に記載する「安全衛生管理知識」、「施工管理知識」、「技能知識」の特別講習課程を履修した者

### (2) 申請に必要なもの

- ・架線電工資格更新認定登録申請書（様式-4）
- ・認定証用写真 1 枚(写真撮影要領参照)

## 3. 架線電工資格認定に関する手続きの流れ

### 架線電工資格認定に関する申請手順



## 4. その他の手続

### (1) 資格辞退時の取り扱い

架線電工の資格認定証を取得後、退職等により資格を辞退する場合は、様式-5の架線電工資格辞退届出書を、元請工事会社を通して支部に提出する。

### (2) 所属工事会社等の変更時の取り扱い

架線電工の資格認定証を取得後、所属会社などを変更した場合は、様式-6の架線電工資格転入申請書を、元請工事会社を通して支部に提出する。

(3)資格認定証の再交付時の取り扱い

架線電工の資格認定証を紛失等で無くした場合は、様式-7の架線電工資格認定証再交付申請書を、元請工事会社を通して支部に提出する。

5. 架線電工技術技能標準レベル（様式-1）の抜粋

各級とも、下記資格要件を有する者が申請対象となる。

[架線電工資格要件]

特級		マスターラインマン資格の保有（かつて保有した者を含む）
1級	安全衛生管理知識	作業責任者としての役割
		関連法規に関する知識
		電気事業の概要
		対外折衝の完全熟知
		災害事例の検討
	施工管理知識	原価管理
		品質管理
環境への配慮		
習得技能（架線）	特別高圧、超高圧に問わず全てにおける架線作業の準備、段取りを指揮指導	
資格取得	送研作業班長資格の保有	
2級	安全衛生管理知識	作業の安全基準
		危険予知活動
	施工管理知識	施工計画
		工程管理
	習得技能（架線）	地線・電線の接続技術習得
		鉄塔組立図面の理解と組立
		各ワイヤの取扱と使用基準
		地上作業での準備および段取り
		塔上作業での準備および段取り
		地上作業での延線、緊線作業
		塔上作業での延線、緊線作業
機械工具の取扱		
点検保守業務		
3級	安全衛生管理知識	安全衛生の基本的事項
		現場の安全衛生管理
		現場の安全衛生一般事項
	施工管理知識	施工管理の知識
	習得技能（架線）	がいし、電線への乗りだし
		防護足場構築、解体
		金車およびがいし取付
		熟練者の指導による延線、緊線作業
熟練者の指導による点検保守業務		

以上